転校手続きについて

[市内の他の学校へ転校する場合]

- 1.転居後、市役所市民課で転居届を済ませます。
- 2.市民課の案内に従い、市教育委員会教育総務課学務係(2階)で 異動通知書を2枚受け取ります。(I通は俵口小学校長宛、もうI通は転校先の 学校長宛です。)
- 3. 俵口小学校長宛の異動通知書を持って、俵口小学校にお越しください。 「在学証明書」・「転学用教科用図書給与証明書」をお渡しします。
- 4.転校先学校長宛の異動通知書と「在学証明書」・「転学用教科用図書給与証明書」を持って、転校先の学校へ行ってください。

[市外の学校へ転校する場合]

- 1.市役所市民課で転出届を済ませます。(転居前から受理されます。詳しくは市民課にお尋ねください。)
- 2.市民課の案内に従い、市教育委員会教育総務課学務係(2階)で 異動通知書を受け取ります。
- 3.異動通知書を持って、俵口小学校にお越しください。 「在学証明書」・「転学用教科用図書給与証明書」をお渡しします。
- 4.転居先の市(区)役所または町村役場へ行って転入手続きをしてください。 (「在学証明書」・「転学用教科用図書給与証明書」をご持参ください。)
- ・ご不明な点等がありましたら、学校または市教育委員会教育総務課学務係 (電話74-1111 内線2670・2671)へお問い合わせください。
- ・転校の予定が分かりましたら、なるべく早く学校へお知らせください。